

日本機械学会提言の取扱い規定

2002年9月3日 政策財務部会承認
2003年2月18日 理事会変更
2006年11月7日 理事会一部変更
2012年12月12日 理事会一部変更
2015年3月24日 理事会一部変更

人類社会の発展と安寧及び福祉の向上に資すること、並びに国の科学政策・事故への事前警鐘や事故対策・法令規則の制定等に対して日本機械学会としての見解を社会に発信するにあたっての取扱いを定める。

(1) 種別

日本機械学会からの提言については、会長名（第1種）と組織長名（部門長・支部長・部会長・センター長等）（第2種）の二種類とする。

(2) 提言内容の検討手順

いずれの提言についても、提案以外の関連組織（部門・支部・部会・センター等）などの意見を聴取することが必要であるが、同時に、時宜を得た提言も大切であると考え、以下のように取り扱う。

- ①本会組織（部門・支部・部会・センター等）から提言（案）の提出があった場合は、本会ホームページのパブリックコメント欄にて関連組織（部門・支部・部会・センター等）を含め広く提案趣旨（研究会、分科会などでの検討経緯を含む）を開示し、意見の公募（1ヶ月）を行う。
- ②提案組織（部門・支部・部会・センター等）は、寄せられた意見に回答するとともに、必要に応じて提言に反映するなど、意見の集約を図る。
- ③意見が集約できた場合にはこれを会長名での提言とする。
- ④意見が集約できない場合には、提言を取り止めるか、寄せられた付帯意見を添付して、組織長名（部門長・支部長・部会長・センター長等）での提言とする。
- ⑤本会組織（部門・支部・部会・センター等）からの提言（案）の提出から、学会提言に至るまでの検討期間は原則3ヶ月以内とする。

(3) 事務手続き

- ①提言受付は広報・情報部会が行い、広報情報理事会が学会提言として検討に値すると判断したものについて、上記の手順にしたがって検討をすすめる。
- ②提言としての採否は、検討プロセスにおける意見を十分に尊重して、直近の理事会で第1種にするか第2種にするか、取り止めるかを最終決定する。
- ③意見の公募ならびに学会提言の発信の取り扱いについては、広報・情報部会が行う。

附 則 本規定の変更は2015年4月17日から施行する。